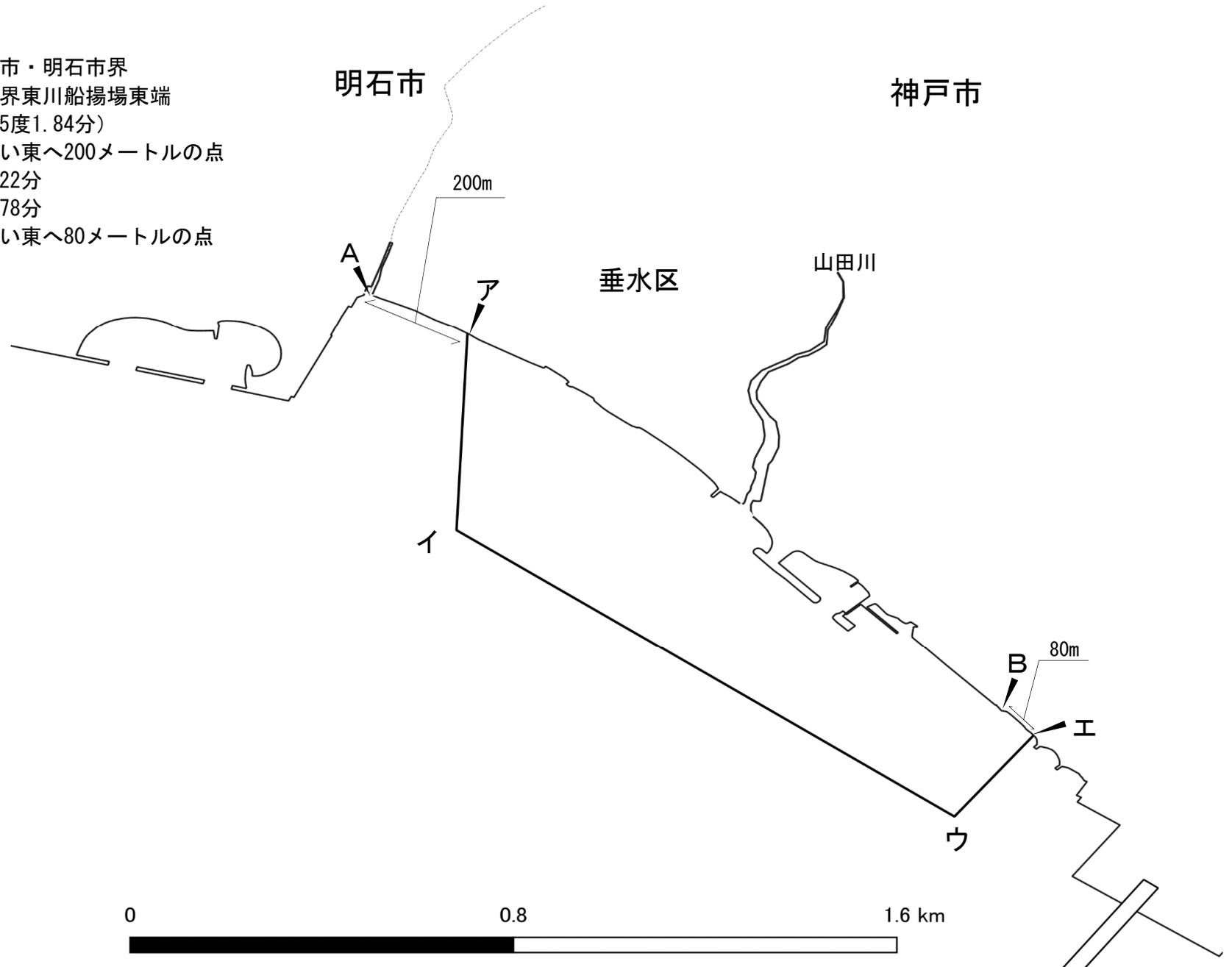


免許番号 区第5号  
漁場の位置 神戸市垂水区舞子町地先  
漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- A 最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界
- B 神戸市垂水区東舞子町・西舞子界東川船揚場東端  
(北緯34度38.08分、東経135度1.84分)
- ア Aから最大時高潮時海岸線に沿い東へ200メートルの点
- イ 北緯34度38.30分、東経135度1.22分
- ウ 北緯34度37.95分、東経135度1.78分
- エ Bから最大時高潮時海岸線に沿い東へ80メートルの点



令和5年9月1日 免許
区第5号

1	表 示				表示 番号	表 示		
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日		
	漁 場	別紙漁場図のとおり						
	漁業の種類	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで				
	主な漁獲物							
	漁業の時期							
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。							
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区	
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項	
1	神戸市垂水区平磯三丁目1番10号 神戸市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第5号		摘 要		